

板橋区子ども・子育て支援本部設置要綱

(平成25年5月14日区長決定)

(平成27年7月 3日一部改正)

(平成28年4月 1日一部改正)

(平成28年8月 8日一部改正)

(平成29年3月10日一部改正)

(平成30年3月22日一部改正)

(令和 2年3月10日一部改正)

(令和 3年3月31日一部改正)

(令和 4年3月31日一部改正)

(令和 6年3月31日一部改正)

(目的)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第2条に定める基本理念に則り、法第61条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）に基づく家庭、学校、地域、職域その他子ども・子育て関係者に係る子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）を総合的かつ効果的に推進し、及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第3条並びに子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第2条に定める基本理念に則り実施する支援（以下それぞれ「次世代育成支援」及び「子どもの貧困対策」という。）を推進するため、板橋区子ども・子育て支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、支援本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、別表第1に掲げるところによる。
- (6) 前号の規定にかかわらず、本部長は、特定の本部員により支援本部会議を開催することができる。

(所掌事項)

第3条 支援本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の策定並びに修正に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援、次世代育成支援及び子どもの貧困対策に係る諸施策の協議並びに推進に関すること。

- (3) 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進の総合調整に関すること。
 - (4) その他子ども・子育て支援、次世代育成支援及び子どもの貧困対策に係る重要な事項に関すること。
- 2 次に掲げる場合については、別に定める板橋区子ども・子育て会議の意見を聴くものとする。
- (1) 法第31条第2項の規定により、法第27条第1項に定める特定教育・保育施設の利用定員を定めるとき。
 - (2) 法第43条第3項の規定により、同項に定める特定地域型保育事業の利用定員を定めるとき。
 - (3) 法第61条第7項の規定により、子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更するとき。
- 3 子ども・子育て支援及び次世代育成支援の推進にあたっては、必要に応じ、板橋区子ども・子育て会議の意見を聴き、又は助言を得るものとする。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を支援本部に出席させ、意見を聞くことができる。

(子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の推進)

第5条 子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成推進行動計画の実施については、東京都板橋区組織規則（昭和46年板橋区規則第5号）で定める部並びに教育委員会事務局で行うこととする。

(連絡調整会議)

第6条 支援本部の円滑な運営を図るため、支援本部に連絡調整会議を設置する。

- 2 子ども・子育て支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第2に掲げるところによる。
- 3 次世代育成支援に係る連絡調整会議の構成員は別表第3に掲げるところによる。
- 4 子どもの貧困対策に係る連絡調整会議の構成員は別表第4に掲げるところによる。
- 5 前項の会議に、座長及び幹事課長を置く。
- 6 前項の座長は、子ども家庭部長をもって充てる。
- 7 第5項の幹事課長は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 生活支援課長
 - (2) 子ども政策課長
 - (3) 教育総務課長
- 8 連絡調整会議の開催に際し、必要なときは構成員以外の関係職員を連絡調整会議に出席させ、意見を聞くことができる。
- 9 連絡調整会議には、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 支援本部及び連絡調整会議の事務局は、子ども家庭部子ども政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が定める。

付則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

付則

(施行期日)

1 この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

(板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱の廃止)

2 板橋区次世代育成推進行動計画推進本部設置要綱(平成16年5月10日区長決定、同日施行)及び板橋区子ども・子育て支援連絡調整会議設置要綱(平成25年5月14日区長決定、同日施行)は、この要綱の一部改正施行と同時に廃止する。

付則

この要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。(組織改正)

付則

この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は決定の日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

(別表第1) 子ども・子育て支援本部本部員(第2条関係)

教育長
政策経営部長
総務部長
危機管理部長
区民文化部長
産業経済部長

健康生きがい部長
保健所長
福祉部長
子ども家庭部長
子ども家庭総合支援センター所長
資源環境部長
都市整備部長
まちづくり推進室長
土木部長
教育委員会事務局次長
地域教育力担当部長

(別表第2) 子ども・子育て支援連絡調整会議 (第6条関係)

政策企画課長
財政課長
人事課長
健康推進課長
障がい政策課長
子ども政策課長
保育運営課長
保育サービス課長
子育て支援課長
支援課長
教育総務課長
学務課長
地域教育力推進課長

(別表第3) 次世代育成支援連絡調整会議 (第6条関係)

政策企画課長
財政課長
人事課長
男女社会参画課長
スポーツ振興課長
産業振興課長
健康推進課長
生活支援課長
障がい政策課長
子ども政策課長

保育運営課長
保育サービス課長
子育て支援課長
支援課長
援助課長
教育総務課長
学務課長
指導室長
生涯学習課長
地域教育力推進課長

(別表第4) 子どもの貧困対策連絡調整会議 (第6条関係)

子ども家庭部長
政策企画課長
経営改革推進課長
財政課長
地域振興課長
産業振興課長
健康推進課長
生活支援課長
板橋福祉課長
子ども政策課長
支援課長
援助課長
住宅政策課長
教育総務課長
学務課長
指導室長
生涯学習課長
地域教育力推進課長
教育支援センター所長